

## 児童虐待進行管理モニター強化事業実施要領

児童虐待進行管理モニター強化事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を次のとおり定める。

### 1 事業の目的

事業の目的は、児童相談所が児童虐待相談として受理した対象児童の在籍する保育所、幼稚園、学校等（以下「学校等」という。）を定期的にモニタリングし、児童や保護者の状況、家庭環境の変化等をきめ細かく把握することにより、児童相談所における的確なケースマネジメントにつなげ、児童の福祉の向上を図ることとする。

### 2 事業の委託

当事業は、児童の福祉に関する事業を行う団体等に委託して実施する。

### 3 事業に従事する者の資格等

事業に従事する者は、次の資格を満たす者とする。

- ① 児童福祉法第13条に定める児童福祉司
- ② ①に準じる任用資格要件を満たす者

事業契約締結後、事業に従事する者（以下「従事者」という。）の資格を満たすことを証明するため、児童虐待進行管理モニター強化事業従事者名簿（様式1）を三重県児童相談センターに速やかに提出するものとする。

なお、②の任用資格要件については、三重県児童相談センターと協議するものとする。

### 4 実施方法

#### （1）対象ケースの選定

対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、児童相談所と対象児童が居住する市町（三重郡、四日市市及び津市）の児童福祉主管課等が随時協議のうえ、選定する。

#### （2）関係機関、施設等への訪問

従事者は、上記（1）で選定した対象児童の児童虐待相談を進行管理する児童相談所長の指示に従い、対象児童が在籍する学校等を訪問し、訪問先の職員から、児童や保護者の状況、家庭環境の変化等を聴取するものとする。

#### （3）児童相談所への報告等

従事者は、上記（2）を実施した後、速やかに、児童虐待進行管理モニター強化事業報告書（様式2）を作成し、対象児童の児童虐待相談を進行管理する児童相談所へ報告する。

#### （4）児童相談所児童記録システムへの入力

従事者は、上記（2）に定める訪問及び聴取を実施した後、速やかに、活動結果を児童相談所児童記録システムに入力するものとする。

#### (5) 実施状況票の提出

従事者は、当月にかかる活動状況について、翌月 7 日までに児童虐待進行管理モニター強化事業実施結果（様式 3）を作成し、三重県児童相談センターに提出するものとする。

### 5 研修等の実施

三重県児童相談センターは、事業の実施にあたり、従事者等に対して必要な研修等を実施することとする。

また、受託団体等は、三重県児童相談センターが実施する研修等を、従事者等に受講させなければならないものとする。

### 6 身分証の交付、携帯、提示

三重県児童相談センターは、従事者が事業に従事するにあたり、その身分を証する証書（様式 4）を交付するものとする。

従事者は、事業に従事するにあたり、その身分証を携帯するとともに、関係者から求められた場合は、必ず提示しなければならないものとする。

### 7 留意事項

- (1) 児童相談所は、事業の実施にあたり、適切な児童虐待相談の抽出に配慮するものとし、事業の受託者若しくは従事者に対し十分な事前説明を実施すること。
- (2) 児童相談所、受託者及び従事者は、事業の実施にあたり、訪問先の関係機関や施設のほか、児童虐待相談に関わる機関と緊密に連携するものとする。
- (3) 受託者及び従事者は、本事業の実施にあたり、知り得た事項を漏らしてはならない。また、個人情報に記載された文書の取り扱いについては、遺失、紛失のほか、盗難に遭うことのないよう、十分に配慮するものとする。
- (4) 従事者は、様式 4 による身分証を紛失等した場合は、直ちに、三重県児童相談センターへ届け出るほか、身分証明書再交付申請書（様式 5）を提出するものとする。
- (5) 従事者は、辞任その他の事由により身分証が不要になったときは、直ちに三重県児童相談センターに返却するものとする。

### 8 附則

この実施要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

児童虐待進行管理モニター強化事業従事者名簿

住居	
氏名	
生年月日	年 月 日生 ( 歳)
電話番号	
資格	
参考事項	

三重県児童相談センター所長 様

上記のとおり、児童虐待進行管理モニター強化事業に従事する者の名簿を提出します。

年 月 日

受託者



(様式2)

児童虐待進行管理モニター強化事業報告書

報告者氏名 ( )

ふりがな 児童氏名		性別	男・女	ランク		
年 齢	年 月 日生 ( 歳 ヲ月)	学校学年	( 年 組)			
訪問日時	年 月 日 : ~ :					
訪 問 先	(機関・施設名)  (対応者・役職)					
児 童 の 状 況	①身長、体重					
		月	月	月	月	月
	体重	kg	kg	kg	kg	kg
	身長	cm	cm	cm	cm	cm
	②心的な状況 (攻撃的行動、不安の強さ、その他症状)					
	③食事等の状況 (摂取量、ガツガツ感の有無、空腹状態での登園校の有無)					
	④衣類等の状況 (清潔か、季節にあった衣類を着ているか、異臭はないか)					
	⑤身体の状況 (アザ等は無いかな、入浴、爪の手当等をされているか)					
	⑥対人関係の状況 (対親、対児童、対周囲の大人との関係の持ち方・変化)					
	⑦出欠状況や登園・登校時刻の変化					
⑧その他 (気になる点、困っている点、医療機関の受診状況等)						

(様式2 裏面)

家庭の 状況	①同居の家族構成				②同居家族の心的な状況（不安、うつ等の悪化等）
	続柄	氏名	年齢	備考	
					③同居家族の病気・怪我の状況
④経済状況（転職、失業など）					
⑤親子関係の状況（関係の持ち方、親の不安が子に与える影響など）					
⑥行事への参加状況					
⑦家庭訪問をした際の状況					
⑧その他（気になる点、他の親等からの情報・噂など）					
(所感)					
担当ケースワーカーとの協議	必要 不要	協議者		システム入力日	年 月 日



(様式4)

(表)

第 号	
<b>児童虐待進行管理モニター強化事業身分証明書</b>	
写 真	<b>氏名</b>
	年 月 日生
	上記の者は、児童虐待進行管理モニター強化事業に従事する者である。
	期間 年 月 日から 年 月 日まで
	三重県児童相談センター所長 <b>印</b>

(裏)

<b>注意事項</b>
1 本証は、三重県が行う児童虐待進行管理モニター強化事業に従事するときは、常に携帯すること。
2 児童虐待進行管理モニター強化事業に従事する際、訪問先機関等の職員に対し、本証を提示すること。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 本証を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出ること。
5 辞任その他の事由により不要になったときは、直ちに返却すること。

(様式5)

身分証明書再交付申請書

年 月 日

三重県児童相談センター所長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

児童虐待進行管理モニター強化事業実施要領の規定により、次のとおり、身分証明書の再交付を申請します。

身分証明書の 番 号	第 号
氏 名	
生年月日	
期 間	
再交付を申請 する理由	
備 考	

※ 備考欄には、発行者が、再発行後の身分証明書番号等を記載する。